

条例の名称は「まちづくり基本条例」になりました！

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第19号 平成28年10月



第19回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 条例の名称案を決定し、総まとめを行いました

第19回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案
～「条例素案検討資料（策定委員会案）」について
3. 条例素案（案）の確認
(1) 「前文」の確認
(2) 条文全体の確認
4. 古賀みらいオータムミーティングについて
5. 条例の名称案について
6. おわりに

条例素案（案）・名称案を決定しました

9月21日（水）、第19回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

条例の名称案を決定し、これまで積み重ねてきた条例素案検討の総まとめとして、前文及び条文案について全員で確認しました。

今後は、10月23日（日）に開催される「古賀みらいオータムミーティング」での市民同士の語り合いを経て条例素案を決定し、12月頃に市長に答申する予定です。

古賀みらいオータムミーティング

様々な人々の楽しい語り合いには、まちづくりのヒントが詰まっています。

中学生や高校生も参加予定。一緒にまちづくりについて気軽に話し合える、またとない機会です。

日時：平成28年10月23日（日）13:30～16:30

会場：リーパスフラザこが交流館多目的ホール

内容：「世代をつなぐまちづくり」をテーマにしたワールドカフェ

※申込・問合せは事務局まで（連絡先は裏面に記載）。



古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																											
策定委員会 スタート				市民対話 の準備				市民 対話				とり まとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・ 市長への素案提出				パブコメ 周知活動		議 会	施 行

今ここ

条例素案（案）の確認を行いました

■「前文」の案（全員で検討・確認後）

古賀市は、国の史跡に指定（を受けることが予定*）されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並みや白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要所となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。

私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。

しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちづくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。

私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。

（*H28年中に指定される予定）

前文にこめた思い

古賀の魅力、次世代に引き継いでいきたいもの

課題、これからの新たなまちづくりの形と進め方

条例制定の意義、決意

■主な条文案の修正点（全員で検討・確認後）～下線部が修正箇所

策定委員会で
出た意見

まちづくりの基本理念

○市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。

- (1)互いに連携し、古賀市民憲章に基づくまちづくりに取り組む。
- (2)先人が築いてきた地域の歴史、文化、英知を大切にし、次世代に引き継ぐとともに、**人権を尊重し**、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。
- (3)市民等、議会及び行政は、互いに自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。

まちづくりの基本理念として、人権の尊重も明記が必要

コミュニティ活動の推進 ※6項目のうち、修正のあった項目のみ抜粋

○校区コミュニティは、校区内の個人、自治会や小中学学校、市民活動団体等の各種団体間の交流・連携を促進する活動を行う。

中学校との連携も必要

■条例の名称案（全員で案を出し合い、投票で以下に決定）

提案理由

「古賀市まちづくり基本条例」

一人ひとりが住んで良かったと言えるまちになるように

これまで「古賀市自治基本条例（仮称）」としてきた条例の名称は、策定委員会で話し合い、「古賀市まちづくり基本条例」となりました。ただし、策定委員会名などは変わりません。

「まちづくりの基本的考え方を示す」という条例の趣旨をわかりやすくするため

※この条例素案は現時点での案であり、今後の検討内容を踏まえ、変更することがあります。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

